

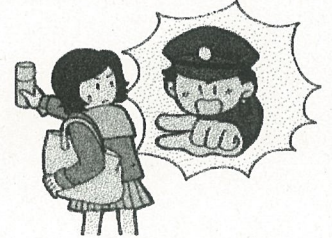
玉島地域安全ニュース

平成28年8月号

玉島警察署管内
防犯連合会

事務局 玉島警察署内

万引きは犯罪です!



1月から6月末までの管内の刑法犯認知件数は280件で、そのうち万引きは、45件発生しています。

昨年同期に比べ3件増加し、全体の約2割を占めています。

万引きは「窃盗罪」

10年以下の懲役または
50万円以下の罰金が課せられます。

※それだけでなく、職場・学校・家族など周囲からの信用を失うことになります。

直接盗んでいなくても、
○万引きの見張りをする
○他人に万引きをさせる
○万引きした品物をもらう
これらの行為も犯罪です!

万引きをさせないために

保護者の方へ

「万引きは犯罪である」、「行えば自分だけの問題ではすまない」など、日頃から子どもさんに善悪のけじめをつけさせましょう。

お店の方へ

① 防犯カメラの設置 ② 店内の見通しを良くし、死角をなくす
③ 来店者への積極的な声かけの実施
など、万引きをしにくい環境づくりをしましょう。

高齢者の万引きが増加傾向にあります

孤独感や、生活苦から万引きすることが考えられます。
まわりの人が高齢者に声かけやアドバイスするなど、孤独感を与えず、あたたかく見守ることが大切です。



万引きは、しない! させない! 見逃さない!